

改正後	改正前
<p>第一 審査の項目は、次の各号に定めるものとする。</p> <p>一 経営規模</p> <p>1 建設業法第二十七条の二十三第一項の規定により経営事項審査の申請をする日の属する事業年度の開始の日（以下「当期事業年度開始日」という。）の直前二年又は直前三年の各事業年度における完成工事高について算定した許可を受けた建設業に係る建設工事（「土木一式工事」についてはその内訳として「プレストレストコンクリート構造物工事」、「とび・土工・コンクリート工事」についてはその内訳として「法面処理工事」、「鋼構造物工事」についてはその内訳として「鋼橋上部工事」を含む。以下同じ。）の種類別年間平均完成工事高</p> <p>2・3 (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>四 その他の審査項目（社会性等）</p> <p>1 次に掲げる労働福祉の状況</p> <p>(一)～(五) (略)</p> <p>(六) 審査基準日における法定外労働災害補償制度加入の有無（公益財団法人建設業福祉共済団、一般社団法人全国建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、一般社団法人全国労働保険事務組合又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第三章の規定に基づく保険給付の基因となった業務災害及び通勤災害（下請負人に係るものを含む。）に関する給付についての契約を締結しているか否かをいう。）</p>	<p>第一 審査の項目は、次の各号に定めるものとする。</p> <p>一 経営規模</p> <p>1 建設業法第二十七条の二十三第一項の規定により経営事項審査の申請をする日の属する事業年度の開始の日（以下「当期事業年度開始日」という。）の直前二年又は直前三年の各事業年度における完成工事高について算定した許可を受けた建設業に係る建設工事（「土木一式工事」についてはその内訳として「プレストレストコンクリート工事」、「とび・土工・コンクリート工事」についてはその内訳として「法面処理工事」、「鋼構造物工事」についてはその内訳として「鋼橋上部工事」を含む。以下同じ。）の種類別年間平均完成工事高</p> <p>2・3 (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>四 その他の審査項目（社会性等）</p> <p>1 次に掲げる労働福祉の状況</p> <p>(一)～(五) (略)</p> <p>(六) 審査基準日における法定外労働災害補償制度加入の有無（財団法人建設業福祉共済団、社団法人全国建設業労災互助会又は保険事業者を営む者との間で、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第三章の規定に基づく保険給付の基因となった業務災害及び通勤災害（下請負人に係るものを含む。）に関する給付についての契約を締結しているか否かをいう。）</p>

2 6 (略)

7 審査基準日における建設機械の保有状況（自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から一年七か月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令（昭和二十九年政令第二百九十四号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第百三十一号）第二条第二項に規定する大型自動車のうち、同法第三条第一項第二号に規定する経営する事業の種類として建設業を届け出、かつ、同項の規定による表示番号の指定を受けているもの並びに労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十二条第一項第四号に規定するつり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーンの合計台数（以下「建設機械の所有及びリース台数」という。）をいう。）

8 (略)

9 次に掲げる審査基準日又は審査対象年における若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況

(一) 若年技術職員（満三十五歳未満の技術職員をいう。以下同じ。）の継続的な育成及び確保の状況（審査基準日において、若年技術職員の人数が技術職員の人数の合計の十五パーセント以上であるか否かをいう。）

(二) 新規若年技術職員の育成及び確保の状況（審査基準日において、若年技術職員のうち、審査対象年において新規に技術職員となった人数が技術職員の人数の合計の一パーセント以上であるか否かをいう。）

第二 審査の基準は、次の各号に定めるものとする。

一 三 (略)

四 その他の審査項目（社会性等）に係る審査の基準

2 6 (略)

7 審査基準日における建設機械の保有状況（自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から一年七か月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令（昭和二十九年政令第二百九十四号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー及びトラクターショベルの合計台数（以下「建設機械の所有及びリース台数」という。）をいう。）

8 (新設) (略)

(新設)

第二 審査の基準は、次の各号に定めるものとする。

一 三 (略)

四 その他の審査項目（社会性等）に係る審査の基準

1～8 (略)

9 次に掲げる若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況

(一) 第一の四の九の(一)に掲げる若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況については、別表第十五の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

(二) 第一の四の九の(二)に掲げる新規若年技術職員の育成及び確保の状況については、別表第十六の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

別表第一～第十四 (略)

別表第十五 (第二の四の九の(一)関係)

若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況	区分
15%以上	(1)
15%未満	(2)

備考

各区分の評点については、別途通知により定めるところによる。

別表第十六 (第二の四の九の(二)関係)

新規若年技術職員の育成及び確保の状況	区分
1%以上	(1)
1%未満	(2)

備考

各区分の評点については、別途通知により定めるところによる。

1～8 (略)

(新設)

別表第一～第十四 (略)

(新設)

(新設)